

環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

平成二十三年 月 日

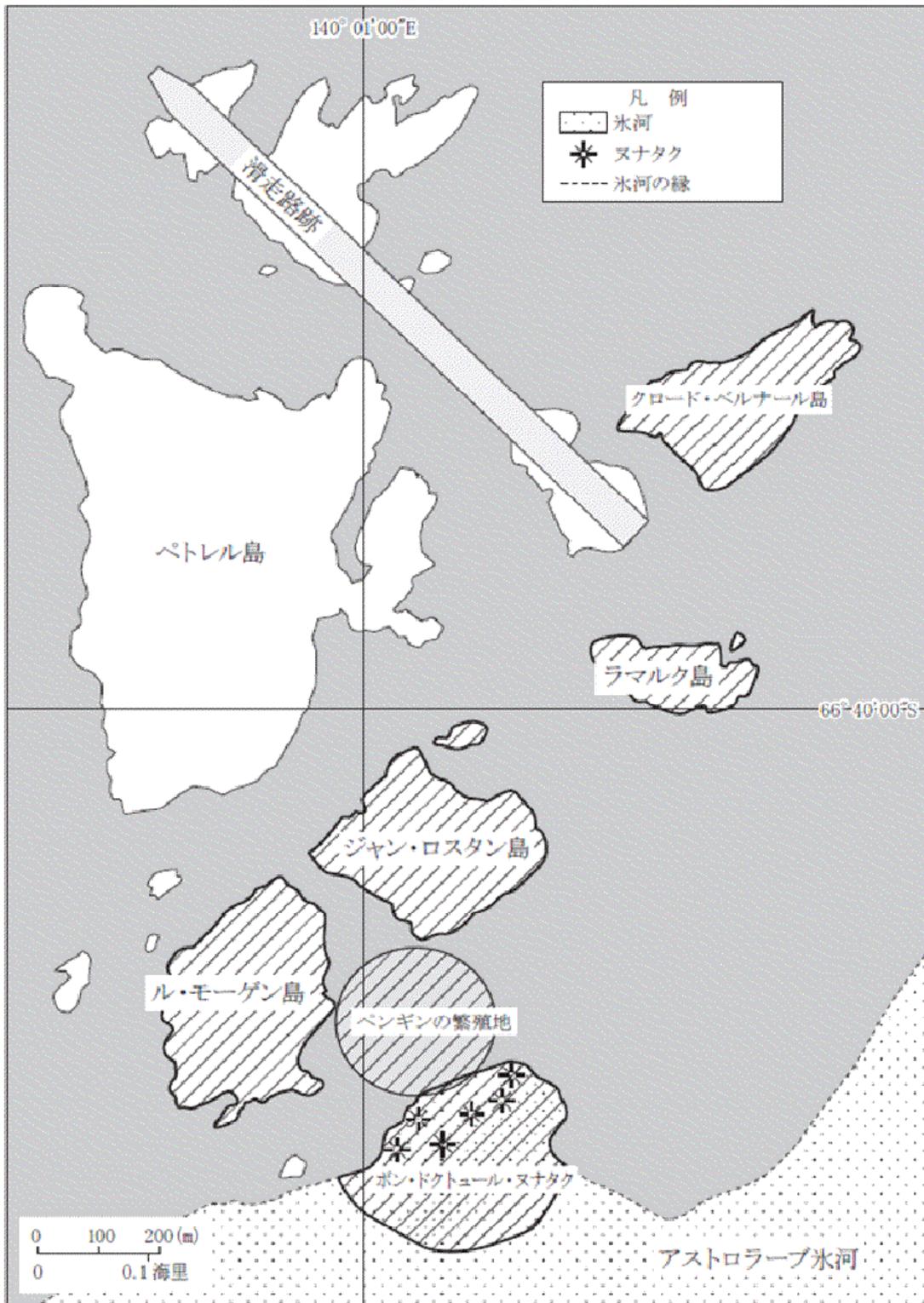
環境大臣 細野 豪志

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十南極特別保護地区中「及び同島の海岸線から沖に約90メートル以内の海域（諸島及び岩場を含む）」を「及び同島の海岸線から沖に約200メートル以内の海域（諸島及び岩場を含む）」を削り、「及び同島の海岸線から沖に約200メートル以内の海域（諸島及び岩場を含む）」を「ヤン・ロスタン島、ル・モーゲン島、ボン・ドクトユール・ヌナタク」に改め、「アレクシス・カレル島」を「ル・モーゲン島」に改め、「500メートル」を「130メートル」に改め、地図を次のように改める。

(地 図)



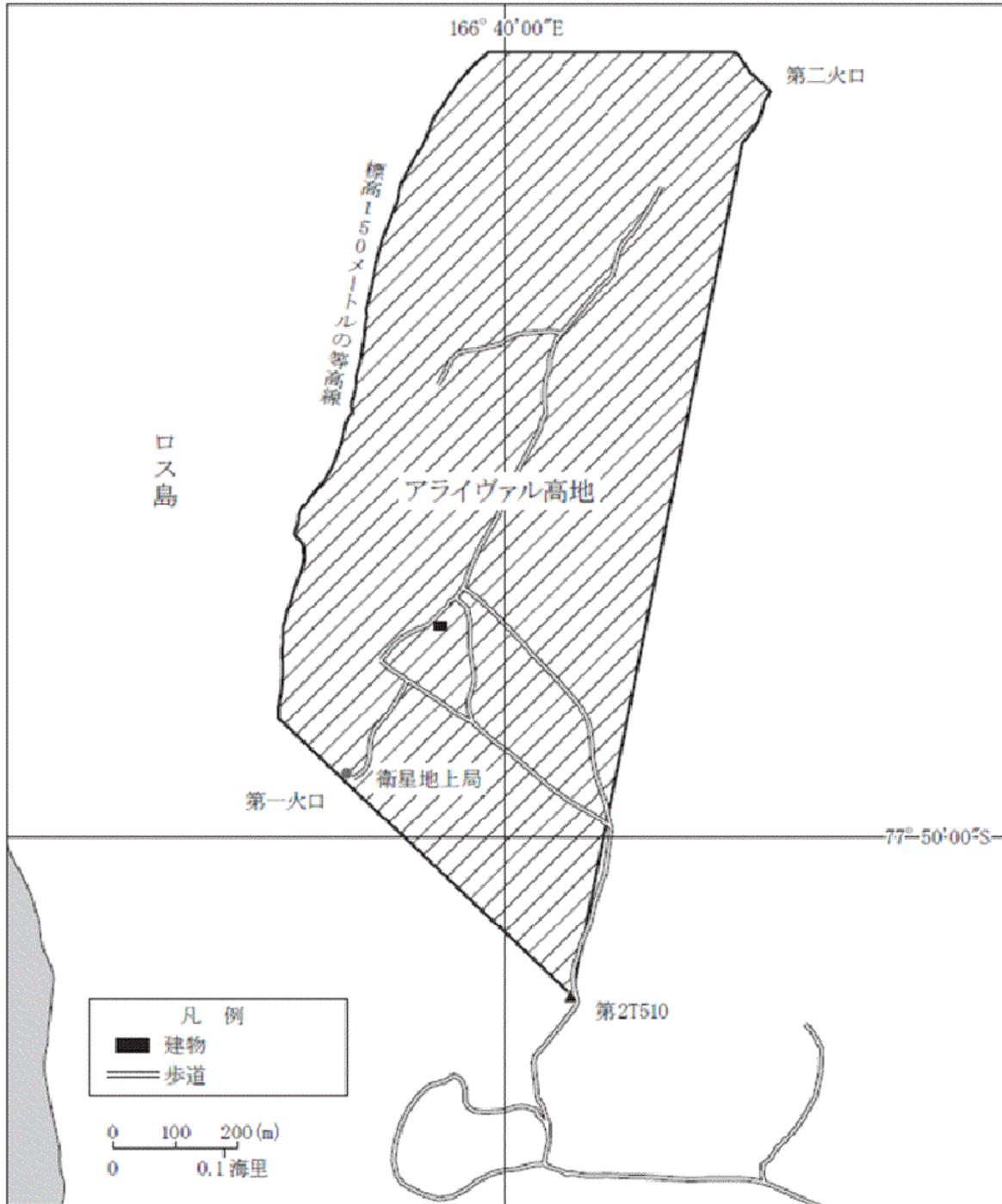
別記第二十二南極特別保護地区を次のように改める。

第二十二南極特別保護地区

ロス島のハット半島のアライヴァル高地

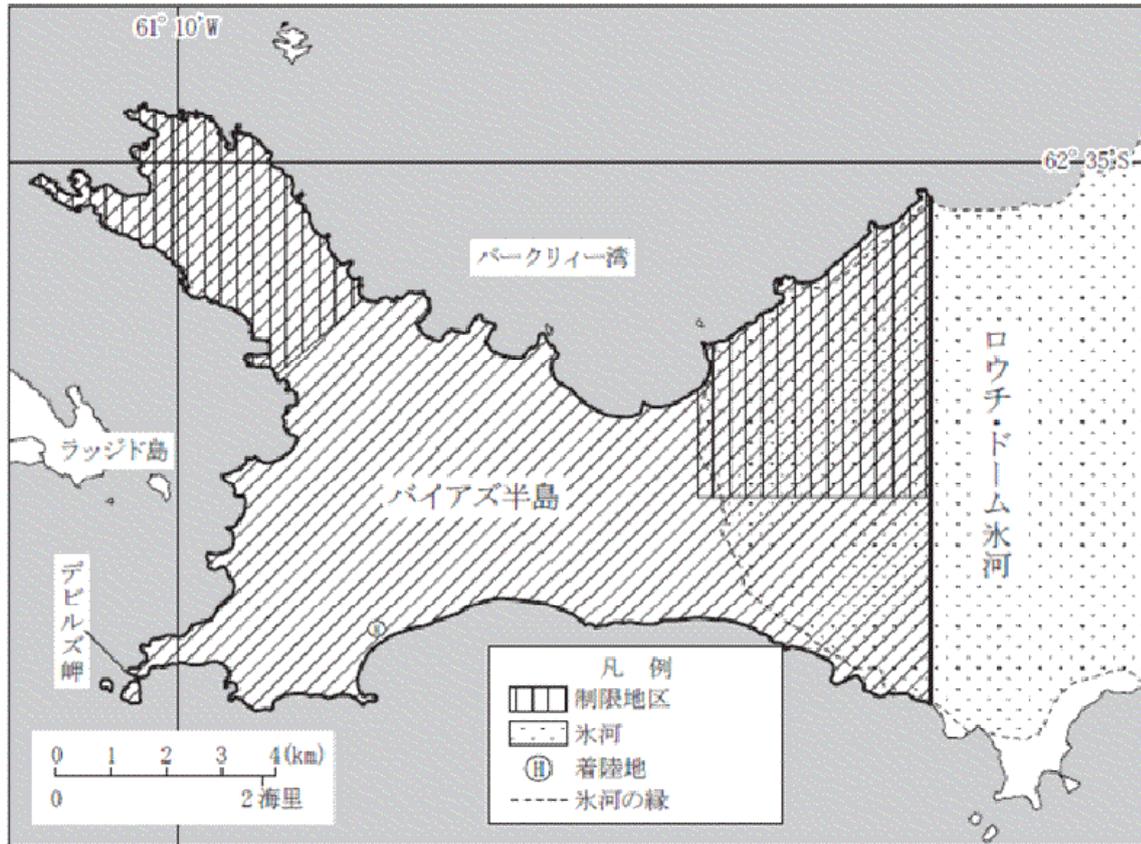
この地区は、第2T510地点（南緯77度50分8.4秒東経166度40分16.4秒）を起点とし、同地点から第一火口を越えて北西に進み、南緯77度49分53.8秒東経166度39分3.9秒の地点に至り、同地点から標高150メートルの等高線を北北東に進み、南緯77度49分18.6秒東経166度39分56.1秒の地点に至り、南緯77度49分18.6秒の緯度線を東に進み、南緯77度49分18.6秒東経166度40分56.9秒の地点に至り、第二火口の北の縁の線を南に進み、南緯77度49分23.4秒東経166度40分59秒に至り、同地点と起点を結ぶ直線を南南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



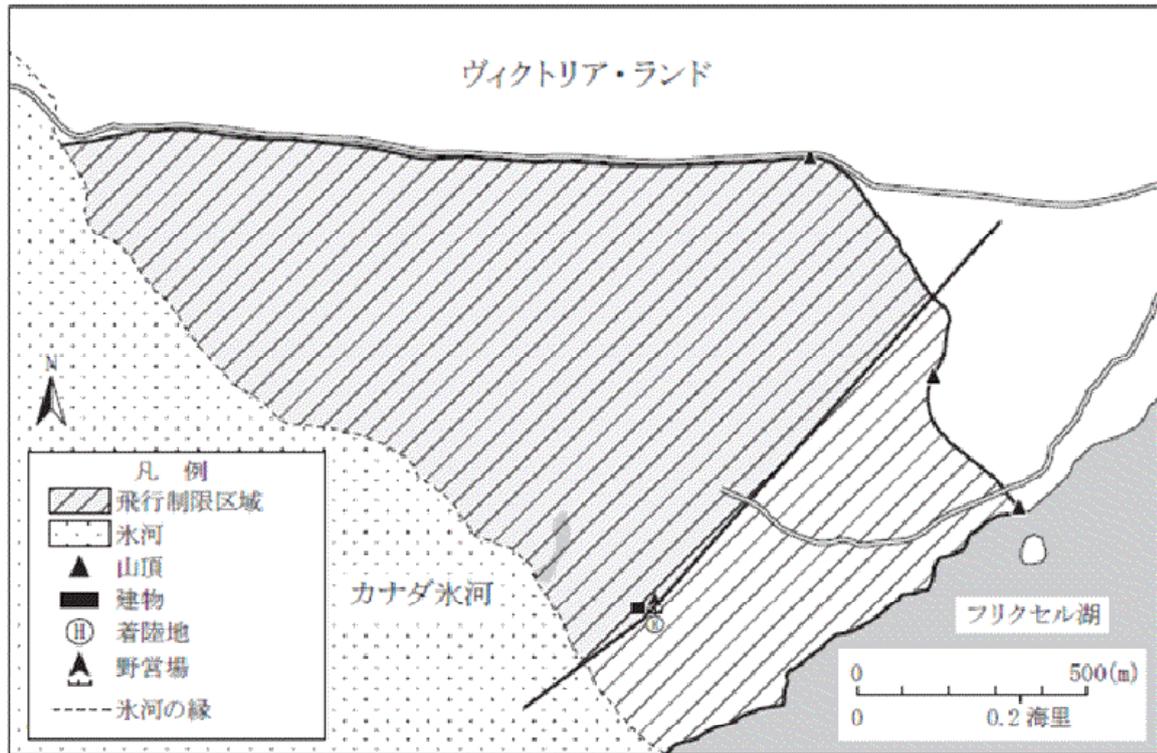
別記第二十六南極特別保護地区中、「ロウチ・ドーム氷河の西端の線及び」を削り、「低潮線」の下に「から沖に10メートルの線及び西経60度53分5秒の経度線」を加え、地図を次のように改める。

(地 図)



別記第三十一南極特別保護地区中、「南緯77度36分26秒東経162度59分53秒」を「南緯77度36分25秒東経162度59分42秒」に、「東南東」を「東」に、「南緯77度36分33秒東経163度4分51秒」を「南緯77度36分26秒東経163度3分44秒」に、「南緯77度36分50秒東経163度4分51秒」を「南緯77度36分50秒東経163度4分53秒」に、「南緯77度37分7秒東経163度3分4秒」を「南緯77度37分12秒東経163度3分38秒」に改め、地図を次のように改める。

(地 図)



別表第四の八十五の項の次に次の一項を加える。

八十六	長城基地の第一号棟	南緯六十二度十三分四秒西経五十八度五十七分四十四秒
-----	-----------	---------------------------

別表第六第十六南極特別保護地区の項第七号中「及び設置年月日」を「、設置年月日及び撤去予定年月日に改め、同項第十三号を同項第十五号とし、同項第八号から同項第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

別表第六第十六南極特別保護地区の項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第二十南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改める。

別表第六第二十二南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理

活動又は教育活動」に改める。

別表第六第二十六南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査」に改め、同項第三号中「バークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域においては着陸をしないこと。また、毎年十月一日」に改め、同項第六号中「五十メートル以内の区域」の下に「、バークリー湾の海岸線、西経六十九度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域」を加え、同項第七号中「家きん又はその卵」を「鳥綱に属する種」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域の直上空域にあつては、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第三十一南極特別保護地区の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げる。

別表第六第三十一南極特別保護地区の項第五号中「及び設置年月日」を「、設置年月日及び撤去予定年月日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第四十九南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査」に改め、同項第三号中「南緯六十二度二十八分十七秒西経六十度四十六分二十七秒」を「南緯六十二度四十六分二十七秒西経六十度二十八分十七秒」に、「南緯六十二度二十八分十六秒西経六十度四十六分四十九秒」を「南緯六十二度四十六分四十八秒西経六十度二十八分十六秒」に改め、同項第四号中「当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域」を「当該地区の境界線から六百メートル以内の区域の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以内の空域」に改め、同号の表を削り、同項第十号中「し尿」を「液状廃棄物」に改める。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項第五号を次のように改める。

五 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の境界線から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の境界線から千五百メートル以内の区域に着陸しないこと。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げる。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項第九号中「アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）以外のペンギン目の種」を「ピゴスケリス・アデリアエ（アデリーペンギン）」に改め、「みずなぎどり科に属する種」を「ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）」に改め、「十五メートル」を「三十メートル」に改め、同号を同項第十号とする。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなった

ときは、速やかに当該工作物を除去すること。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項第五号の次に次の一号を加える。

六 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）

第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正

後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。